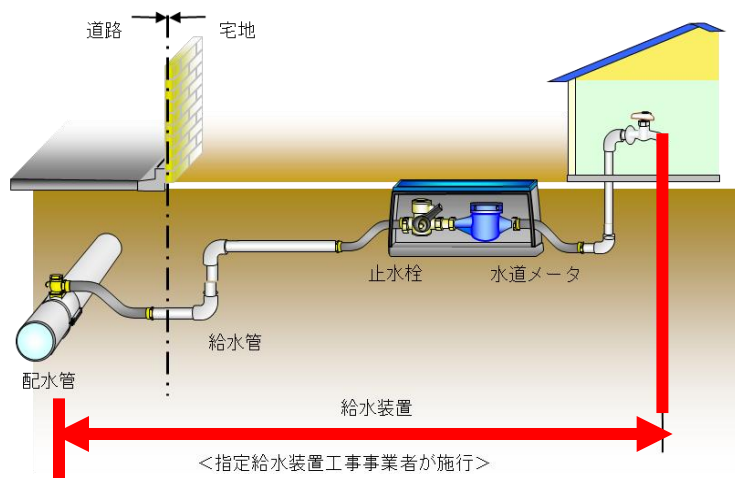


令和8年熊本地震で被災した地域においては、水道本管の復旧に伴い、宅内配管の修繕工事の需要の増加が見込まれるため、被災者の皆様からの問い合わせを一元的に受け付け、宅内配管修繕工事の対応が可能な工事業者を紹介するコールセンターを令和8年8月26日に開設。

<コールセンターのスキーム>



宅内配管の範囲

(水道本管の分岐部から蛇口まで)

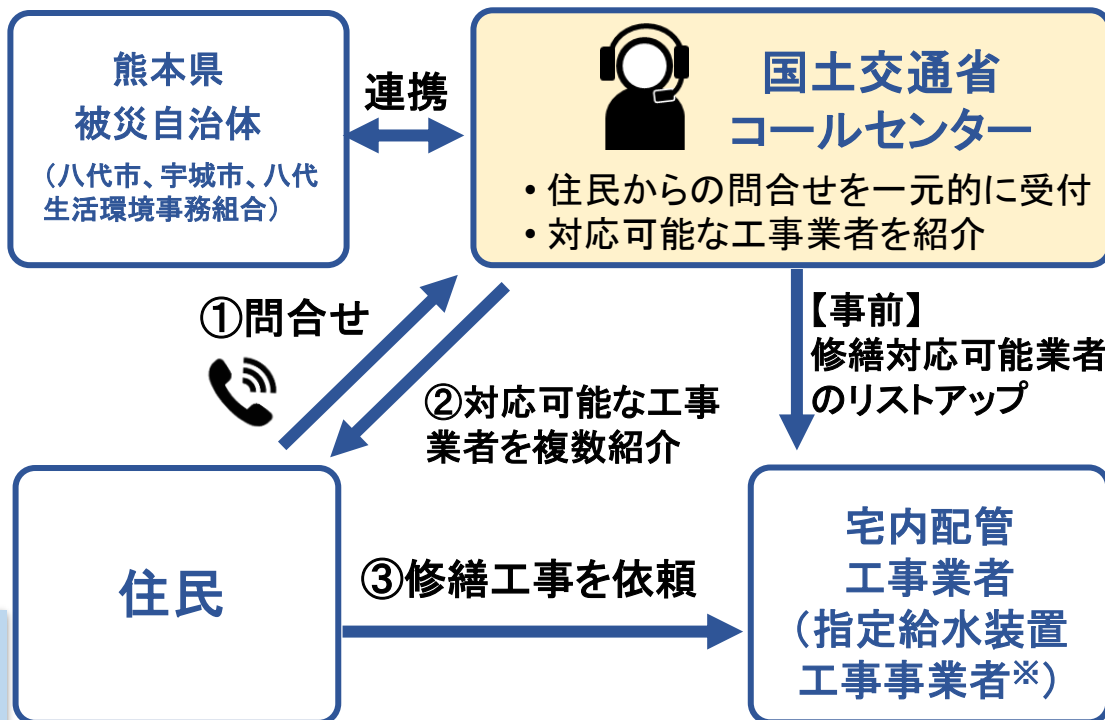
【宅内配管工事コールセンター】

■電話番号: **0120-275-557**

(フリーダイヤル)

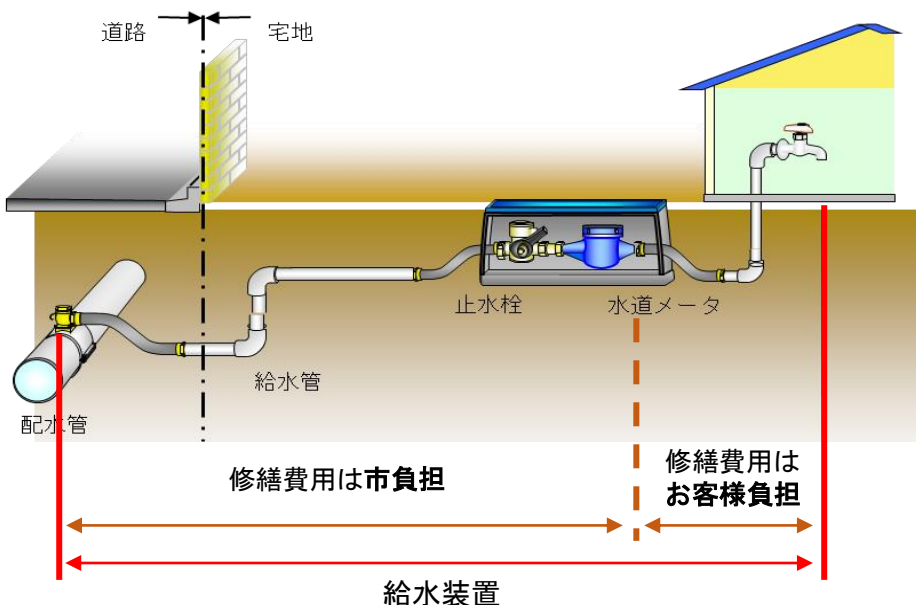
■受付時間: 午前9時から午後5時まで
(平日及び土日祝)

■設置期間: 令和8年8月26日
～令和8年12月28日(予定)



対象者 : 八代市、宇城市、八代生活環境事務組合(氷川町、八代市の一部)の水道使用者(井戸の修理は対象外)

※水道法第16条の2第1項に基づき、水道事業者(市町村)が給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として指定した者



- 給水装置（配水管から先の管）はお客様の財産です。新設・改造・撤去・修繕費用等は原則お客様のご負担となります。ただし、漏水修繕費用においては早急な対応が求められることなどを理由に以下のように取り扱っています。

- 宇城市の給水装置の修繕費用負担は、メーターを基準に

メーターから配水管側が市の負担

メーターから宅地側がお客様負担となっています

**メーターから配水管の間の修繕の際は
宇城市上下水道課まで事前にご連絡ください**

修繕業者の皆様へ

- 上記費用負担の関係から、メーターから本管側の修繕を行う際には、宇城市上下水道課水道施設係まで着工前にご一報いただきますようお願いいたします。なお、事前の連絡がない場合や修繕写真等が揃っていない場合は支払ができない恐れがありますのでご注意ください。
- 修繕業者の方は、事前のご連絡の上、メーターから本管側の修繕を完了した場合は以下をご提出ください。
 - 修繕写真（施工前、修繕中、修繕完了がわかる写真）
 - 請求書
- ご不明な点等ございましたら右の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

問い合わせ先

宇城市上下水道課 水道施設係
TEL 0964-32-1691